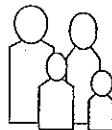


ご家族のご請求例 (避難等の指示に係る損害について)

例



- 【家族構成】
・夫(会社員)
・妻(専業主婦)
・子供1
・子供2

〔避難の状況〕

- 事故発生後5ヶ月間、警戒区域内の自宅から県内の体育館に避難。
- その後、県内の仮設住宅に移転し、現在も入居中。
- 夫の避難前の月間所得は27万円(現在は無所得)。

	夫	妻	子供1	子供2	補償額 (補償基準等に基づく試算値)
避難費用(県内を2度移動)	○	○	○	○	実費(4万円)
帰宅費用	(帰宅後、ご請求)				—
一時立入費用 (夫のみ参加)	○	—	—	—	実費(1万円)
生命・身体的損害 (子供2が負傷)	—	—	—	○	実費(—)
就労不能等に伴う損害	○	—	—	—	実費(162万円)
精神的損害((12万円×5+10万×1)/人)	○	○	○	○	280万円
検査費用(人) (夫のみ未実施)	—	○	○	○	実費(4.5万円)
検査費用(物)	(対象物を確認後、ご請求)				—
財物価値の喪失又は減少等	後日、当社より改めてご案内				—
本補償額(実費を基準額と仮定した場合)					451.5万円
仮払補償金(補償額に充当:精算)					220万円
今回お支払い額					231.5万円

試算式



例

	試算式	補償額 (補償基準等に基づく試算値)
避難費用 (県内を2度移動)	5千円×2回×4人	4万円
一時立入費用 (夫のみ参加)	片道5千円×2回	1万円
生命・身体的損害 (子供2が負傷)		実費(—)
就労不能等に伴う損害	月間所得27万円×6ヶ月	162万円
精神的損害	避難所:12万円×5ヶ月×4人 + 仮設住宅:10万円×1ヶ月×4人	280万円
放射線検査費用 (夫のみ未実施)	1万5千円×3人	4.5万円
本補償額		451.5万円
仮払補償金(補償額に充当:精算)	100万円+30万円×4人	220万円
今回お支払い額		231.5万円

補償額について (避難等の指示に係る損害について)

【参考】

対象費用	区分	補償内容
交通費	同一県内の移動	1回あたり1人5千円 (負担額が5千円を超える場合は具体的なご事情を確認の上、補償)
	都道府県を越える 自家用車による移動	車1台あたり移動元、 移動先毎の標準金額
	都道府県を越える その他手段の移動	1人あたり移動元、 移動先毎の標準金額 (負担額が標準額を超える場合は具体的なご事情を確認の上、補償)
宿泊費	領収書の金額が 1泊8千円以内の場合	実費
	領収書の金額が 1泊8千円超の場合	一泊8千円 (負担額が8千円を超える具体的なご事情を確認の上、補償)

<原子力事故による損害に対する補償に関する お問い合わせ先>

福島原子力補償相談室(コールセンター)

電話番号:0120-926-404

受付時間:午前9時~午後9時

[書類郵送先]

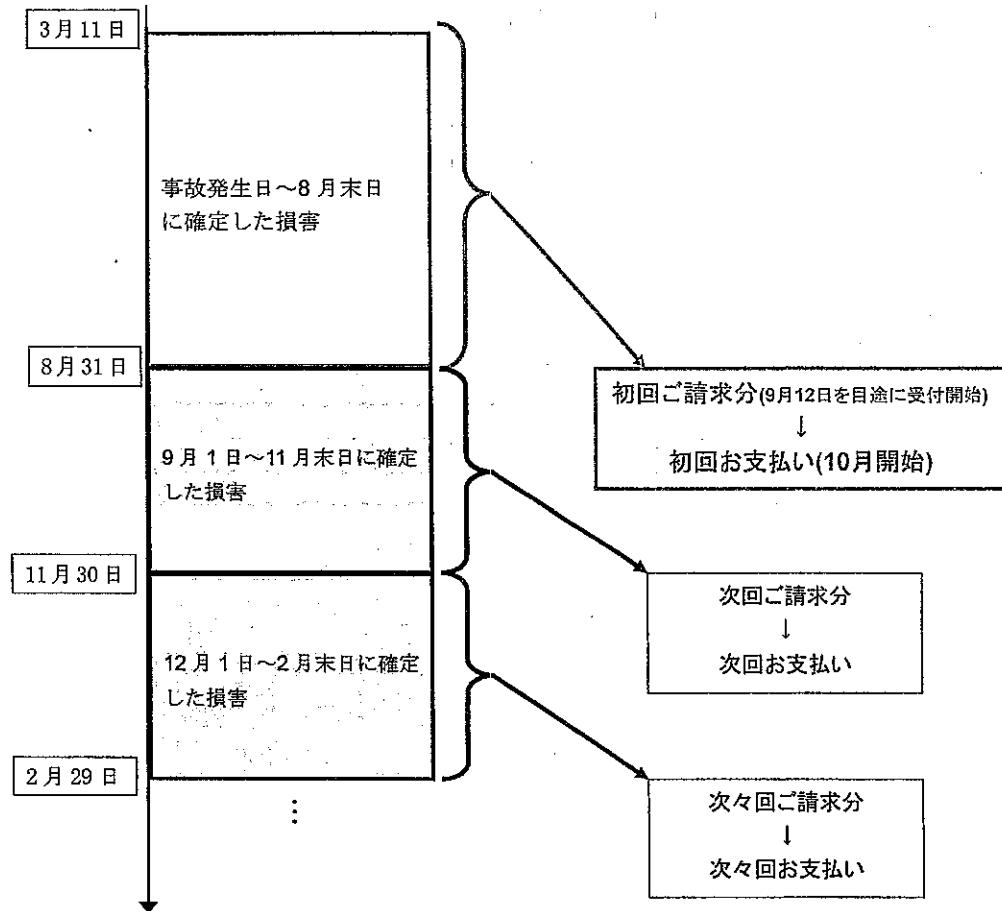
〒105-8730 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

(郵便事業株式会社 芝支店 私書箱78号)

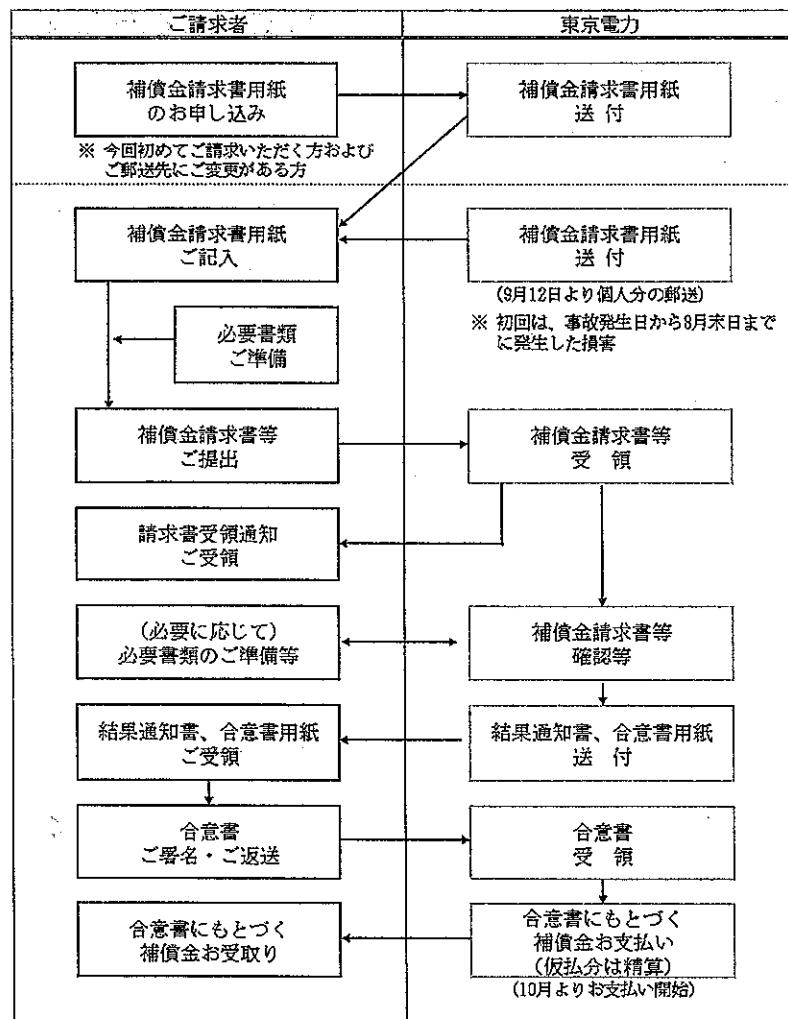
東京電力株式会社 宛

【別紙】

＜補償の対象期間＞



＜補償ご相談のフロー＞



福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による
原子力損害への本補償に向けた取り組みについて

平成 23 年 9 月
東京電力株式会社

このたびの当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「当社事故」）により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社は、8月3日に成立した原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、8月5日に、原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下、「中間指針」）を踏まえ、確定した損害に対する本補償について、以下のとおり進めてまいります。

1. 本補償の概要（⇒「別紙」ご参照）

（1）ご請求～補償額の確定

- ① 当社から被害を受けられた方々に送付させていただく請求書用紙に必要事項をご記入の上、損害額をご請求いただきます。

なお、今回初めてご請求いただく方および当社にご連絡いただいているご郵送先にご変更がある方は、誠にお手数ですが、「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

- ② 当社にて、ご請求いただいた各項目の内容を確認させていただき、補償額を算定した上で、被害を受けられた方と合意・確定した全額を速やかにお支払いいたします。

なお、ご請求いただいた損害項目のうち、合意に至らない項目がある場合には、合意された項目の補償額を先行してお支払いさせていただくことも可能です。

（2）対象期間

現在、当社事故が収束しておらず、多くの損害項目について、損害の終期を設定することが困難なことから、事故発生日（本年3月11日）から本年8月末日までの間に確定した損害について、初回のご請求をいただくこととし、その後は、3ヶ月ごとにその間の損害に対しご請求いただき、お支払いさせていただきます。

（3）今後のスケジュール

個人の方々に係る損害につきましては、本年9月12日を目途に請求書用紙等の発送および受付を開始し、本年10月の早い段階でのお支払い開始を目指してまいります。

また、法人および個人事業主の方々に係る損害項目に対する補償につきましては、多種多様な事業に対応した請求書用紙および請求のご案内の整備に時間を要しているため、本年9月中の発送を目途とし、改めてお知らせいたします。

2. 当社の定める補償基準

公正かつ迅速な補償を行う観点から、中間指針で示された損害項目ごとに、補償基準を策定いたしました。

補償基準の主な考え方は、次のとおりです。

- ① 宿泊費など、損害に対する補償をご請求いただく際は、原則として、領収書等の必要書類を確認させていただき、実費をお支払いさせていただきます。なお、一定額を上回るご請求については、具体的なご事情も確認させていただいたうえで、補償額を協議させていただくことがあります。
- ② 精神的損害や自家用車を利用した交通費等、損害額を証明または領収書等を提示するところが難しいご請求については、損害発生の事実を確認させていただくことで、当社が定める補償金額をお支払いいたします。
- ③ 地震や津波等の他要因による損害については、本補償の対象にはなりませんので、ご請求にあたり、それらの要因による損害分が含まれていないことを確認させていただくことがあります。
- また、今回基準をお示ししていない以下の項目については、事故の収束状況等を踏まえつつ、継続的に検討を行った上で、改めてご案内させていただきます。

<今回基準をお示ししていない中間指針の項目>

- 「政府による避難等の指示等に係る損害について」における「財物価値の喪失又は減少等」
- その他、中間指針で示されていない損害項目についても、原子力損害賠償法に基づき、当社事故と相当因果関係の認められる損害については、中間指針および当社補償基準等を踏まえ、本補償の協議をさせていただきます。

以上

(

)